

浄化槽で守ろう僕たちの水環境 浄化槽で考えよう私たちの未来 10月1日は浄化槽の日

私たちの暮らしから出る汚れた水を浄化することで地域の水環境を守っている浄化槽。浄化槽の設置・管理などについて定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたことを記念し、毎年10月1日を「浄化槽の日」としています。浄化槽の設置を検討している方、すでに浄化槽を使っている方へ大切なお知らせです。

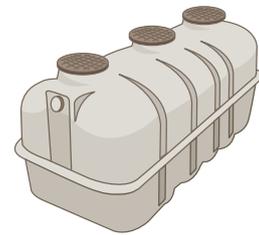
■浄化槽の設置

浄化槽を設置する場合は、「浄化槽設置届出書（通知書）」を提出する必要があります。

■浄化槽の設置補助

公共下水道が整備される見込みのない地域などで浄化槽を設置する方に対して、設置費用の一部を補助（予算上限あり）しています。補助を受けるには、対象地域や建物用途などの要件を満たす必要があります。なお、7月1日には、土岐市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正しています。設置を検討している方は、設置工事前に上下水道課へ相談ください。

補助金額	
窒素またはリン除去能力を有する高度処理型の浄化槽	
5人槽相当	594千円／基
7人槽相当	686千円／基
10人槽相当	826千円／基
上記以外の浄化槽	
5人槽相当	332千円／基
7人槽相当	414千円／基
10人槽相当	548千円／基



■浄化槽の維持管理

浄化槽は、維持管理を怠ったり使い方を間違ったりすると悪臭が発生します。次の3つの義務を守り、浄化槽の適正管理・使用に努めましょう。

- ①保守点検 ②清掃 ③水質に関する検査（法定検査）

※3つの義務を個々に契約するわずらわしさがなく、かつ料金も割引される「らくらく一括契約（らくらく協議会・☎058-276-0306）」という制度もあります。

■浄化槽の廃止・撤去

建物解体などで浄化槽を廃止・撤去するときは、必ず許可業者（市ホームページ参照）による最終清掃（定期清掃ではありません）を実施した後、浄化槽を撤去し「浄化槽使用廃止届出書」を提出してください。最終清掃をしないで汚泥などを地下浸透させたり河川などへ放棄したりした場合、不法投棄による処罰の対象になります。

■生活雑排水による河川などの汚だくを減らすために

トイレの排水だけを処理する単独処理浄化槽は、台所や風呂などの生活雑排水は処理しないため、平成13年の法改正により原則として新設が禁止されています。現在は合併処理浄化槽が標準であり、トイレだけでなく台所や風呂などの生活雑排水を処理することができます。

より良い水辺の環境をつくっていくためにも生活雑排水の浄化処理にご協力をお願いします。



問 上下水道課（内線336）